

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金の受け取りには、請求書の提出が必要です
※下記の支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要です

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方 ※以下の要件をすべて満たしている必要があります
 - ・65歳以上である
 - ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万1千200円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方 ※以下の要件を満たしている必要があります
 - ・前年の所得額が「472万1千円+扶養親族の数×38万円」以下である

請求手続きをお願いします

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、令和4年9月1日から順次、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき【年金生活者支援給付金請求書】に記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和5年1月4日までに日本年金機構に届くよう提出すると、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

これから年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険課（1階5番窓口）で請求手続きをしてください。

【問合せ先】 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）
水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

生ごみ処理容器等購入費補助制度のお知らせ

生ごみ処理容器等購入費補助制度について

町では、環境にやさしい循環型社会の実現を目指して、3R（減量(リデュース)、再利用(リユース)、資源化(リサイクル))を推進しています。3Rを推進する施策として、生ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入費用の一部を補助します。

▶補助額

種 類	補 助 額
生ごみ処理容器 (コンポスト)	購入費の2分の1 (100円未満切り捨て) とし、3,000円を限度とします。
電気式生ごみ処理機	購入費の2分の1 (100円未満切り捨て) とし、1万5,000円を限度とします。

▶申込期限

令和5年3月31日まで（土・日・祝日を除く）
※ 受付数に限りがありますので、申請を検討されている方は、購入前にお問い合わせください。

▶補助金交付までの流れ

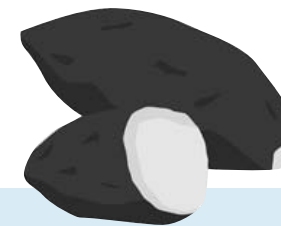
1. 生ごみ処理容器等の購入 → 2. 申請書の提出 → 3. 交付決定 → 4. 補助金請求書の提出 → 5. 補助金交付
詳しい補助要件や必要書類等については、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

かんしょ(さつまいも)の生産拡大を支援します

茨城かんしょトップランナー産地拡大事業

県では、国内、海外を問わず需要が拡大しているかんしょの生産拡大を進めるため、かんしょを新たに作付けする農地の確保支援をしています。
荒廃農地再生の費用補助や、農地中間管理事業を通じてかんしょ農家に畑等を貸し出す方に向けて協力金の交付を行っています。



① 荒廃農地等の再生費用補助

補助対象: 令和4年度荒廃農地等を再生し、令和5年度にかんしょを作付けする農家
採択要件: 再生した農地で5作以上かんしょを作付すること ほか
補助内容: 再生に係る費用の2分の1 (上限10万円/10a)
※樹木の抜根を伴う場合、その費用の2分の1を上乗せ (上限15万円/10a)
計画書提出: 令和5年1月31日まで (令和5年3月31日までに再生作業完了が必要)

② 農地貸付協力金

交付対象: かんしょ農家に20a以上 (複数農地の合算も可) の農地を貸し出す農家及び農地の相続人
交付要件: 前年度かんしょ作付けがされていない農地で農地中間管理事業を通じて貸借される農地 (荒廃農地を除く) であること ほか
交付額: 定額1万5000円/10a

茨城県産地振興課ホームページはこちら

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/sansin/yasai/hoshiimo/kanssyotop/kanssyotopranner.html>



【問合せ先】 茨城県農林事務所 企画調整部門 企画調整課 ☎ 029-221-3012（直通）

不動産取得税のお知らせ

○不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。
・土地→売買、贈与、交換など
・家屋→建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換など

○不動産を取得したときは、申告が必要です

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を、茨城町税務課または水戸県税事務所に提出してください。

○納税額

税額 = 不動産の価格 × 税率（土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%）
不動産の価格 → 市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

○軽減措置の一例

住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により減税措置が受けられます。
詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。



【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎ 029-221-4820 詳細はこちらまで
水戸市柵町1-3-1 (茨城県水戸合同庁舎内)
ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>